

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」の検討状況について

1 考える会議の検討の経緯

	＜議事の内容＞
平成18年 6月23日	第1回（全体勉強会） ・ 自治基本条例とは何か
7月13日	第2回（全体勉強会） ・ 他自治体の自治基本条例の制定状況について ・ 市政運営の状況について
8月10日	第3回（ワークショップ） ・ 『市民主体のまちづくりをさらに進めるためには』
31日	第4回（ワークショップ） ・ 『自治基本条例の必要性・意義について』
9月27日	第5回（ワークショップ） ・ 『自治基本条例に盛り込みたい事項について』
11月9日	第6回（全体協議） ・ 条例の基本的な考え方・骨格について
平成19年 1月23日	第7回（全体協議） ・ 条例の基本的な考え方について
2月21日	第8回（全体協議） ・ 本年度の検討結果のまとめ
3月19日	平成18年度検討結果市長報告

2 考える会議における検討の内容

主に「条例の必要性・意義」、「条例の基本的な考え方」、「条例に盛り込みたい事項」について検討した。

(1) 条例の必要性・意義

以下のとおり、6項目にまとめた。

また、会議として条例が必要であることを確認し、今後必要性・意義について検討作業を進めていくこととした。

ア 目指すべき自治の姿の共有化

- ・ 自治体運営の理念，基本原則の明確化
- ・ まちづくりの方向性，ビジョンの明確化
- ・ 自治の仕組みの構築

イ 自立した自治運営の確立

- ・ 自己決定，自己責任に基づく自立した自治運営の確立
- ・ 市民自治の醸成
- ・ 地域の特性を最大限に生かした，独自のまちづくり
- ・ 透明性，公平性，応答性の向上

ウ 権利と責務の明確化

- ・ 市民，議会，執行機関（市長等）の権利と責務の明確化
- ・ 多種多様な人々が一つの地域で暮らすための最低限のルール of 共有

エ 市民意識の高揚，改革

- ・ 市民自ら主体的に考え，行動することの重要性の認識
- ・ 企業もまちづくりに参加するという意識，社会貢献意識の高揚
- ・ 市民の意識改革のきっかけ
- ・ 条例制定過程における市民間の議論及び，その内容の周知による効果

オ 市民参加・市民協働の推進

- ・ 様々な市民参加の仕組みの制度化（条例化）
- ・ 市民に汗をかいてもらう必要性の高まり
- ・ 市民・団体と行政の関わり方の共有

カ 既存制度等の位置付けの明確化

- ・ これまで培ってきた自治運営の仕組み等の条例への位置付け

(2) 条例の基本的な考え方

自治基本条例が、自治に関する基本的で普遍的な事項を広く記載していくものであることを確認した上で、条例の基本的な考え方を以下の３点とした。

ア 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

(ア) 宇都宮の特色を活かした自治を推進するために、市がこれまで培ってきた、各種の仕組み・取組を本条例に位置付け

(イ) 今まで制度化・条例化されていない取組、制度等を本条例に位置付ける際には、必要性、実現可能性等について十分に検討すべき

イ 広く市民に理解される、わかりやすい条例とする。

(ア) 若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい、簡素・簡潔、明快な条文、構成を目指す。

(イ) 他の個別条例との整合性をとりながら、自治に関する基本的事項を厳選して記載

(ウ) 条項数も含め、できるかぎり内容を整理

ウ 長く市民に親しまれる条例とする。

(ア) 宇都宮の地理的環境、歴史、文化や、優れているもの、誇れるもの等を踏まえ、市民が広く共有できる内容としていく。

(イ) 社会情勢等により変わりやすい個別具体的な制度等の詳細を規定するより、自治の普遍的・理念的事項を記載

(3) 条例に盛り込みたい事項（別紙１参照）

委員から出された様々な意見を以下の７つに分類した。

委員から出された意見をもとに、宇都宮市の自治基本条例として相応しい内容とは何か、今後検討していく。

ア 前文

イ 総則

ウ 自治の基本理念・基本原則

エ 市民の役割・権利・責務

オ 議会の役割・責務

カ 執行機関の役割・責務

キ 市政運営の仕組み